

雲仙市企業立地推進方針

平成25年12月

はじめに

雲仙市は、長崎県の南東部、島原半島の北西部に位置し、北に有明海、西に橘湾と2つの海に面しており、島原半島の陸の玄関口として、また、多比良港は海の玄関口として、半島の要衝に位置しています。

市内には、国道57号及び251号などの幹線道路を始め、諫早湾干拓堤防道路や、地域高規格道路「島原道路」の整備により、県内外の主要都市との移動時間の短縮が図られつつあります。

本市は、県内有数の農業地帯であり、市内の約3割を占める農地では、北海道に次ぐ全国第2位の収穫量を誇る本県ジャガイモの約4割を生産しているほか、イチゴなどの施設園芸が盛んです。

また、畜産も大変盛んで、肉用牛、乳用牛、豚、鶏などが多く飼育されており、その生産額は県全体の約1割を占めているほか、半島沿岸の有明海や橘湾は、豊富な魚介類に恵まれていることから、これらの豊富な農林水産資源を活かした産業の振興、企業の立地が求められます。

一方、本市においては、工業用地として利用できる土地が少なく、企業立地が進まない状況であります。また、市民アンケートによる「企業誘致と雇用の創出」の満足度は最下位となっており、市民の期待に応えられていないのが現状です。

このような状況の中、本市が企業立地の成果を上げるためには、どのような産業を推進していくのか、そのためにどのような優遇策を講じるかなど、企業立地に関する本市独自の施策を打ち出すことが必要となっています。

このようなことから、本市の自然環境、人材、産業などの潜在力を発揮して、市内経済の活性化と定住の促進を図ることを目的に、本市の企業立地の方向性を示す「雲仙市企業立地推進方針」を策定しました。

平成25年12月

雲仙市長 金澤 秀三郎

目次

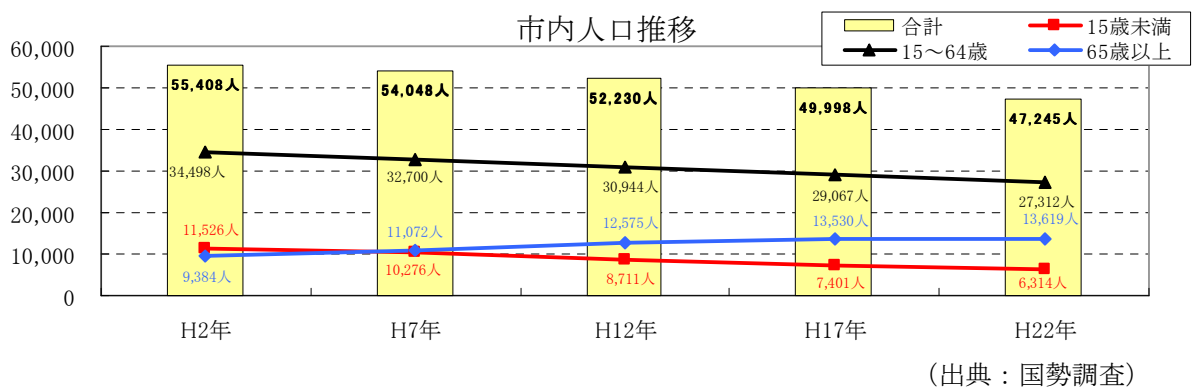
I	目的と背景	1
II	企業立地推進方針		
1	方針の位置づけ	4
2	方針の具体策		
	(1) 地場産業の育成	5
	(2) 誘致の推進	6
	(3) 取り組み	10
	(4) 企業立地に対する支援制度	11
3	実施期間と目標	12

I 目的と背景

生産年齢人口の流出や少子化などによる人口減少や、市内総生産額、製造品出荷額が減少傾向にある中で、「雲仙市総合計画」に定める「地場産業振興と企業誘致による雇用の創出」を推進し、市内経済の活性化と定住の促進を図るため雲仙市の企業立地の推進に関する方針を定める。

(1) 人口の推移

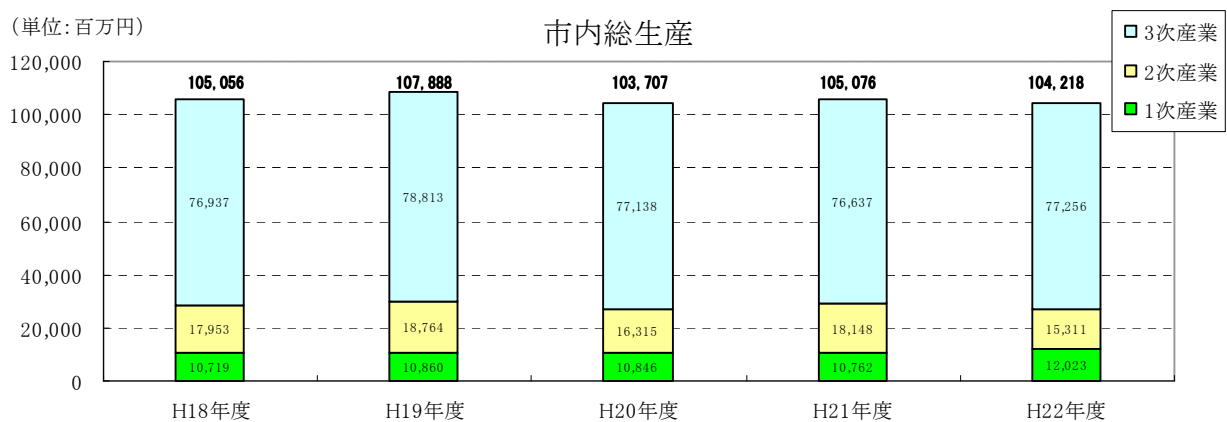
本市における人口は、減少が進んでおり、雇用の場が少ないことによる生産年齢人口（15～64歳）の流出や少子化が原因となっている。



(2) 市内産業の現況

① 市内総生産

平成22年度の市内総生産は1,042億円で、リーマンショック前の19年度と比較すると、36億円(3.4%)減少しており、なかでも2次産業は34億円(18.4%)減少となっている。一方、1次産業は11億円(10.7%)増加で、生産額は県内で1位となっており、その約9割を農業が占めている。

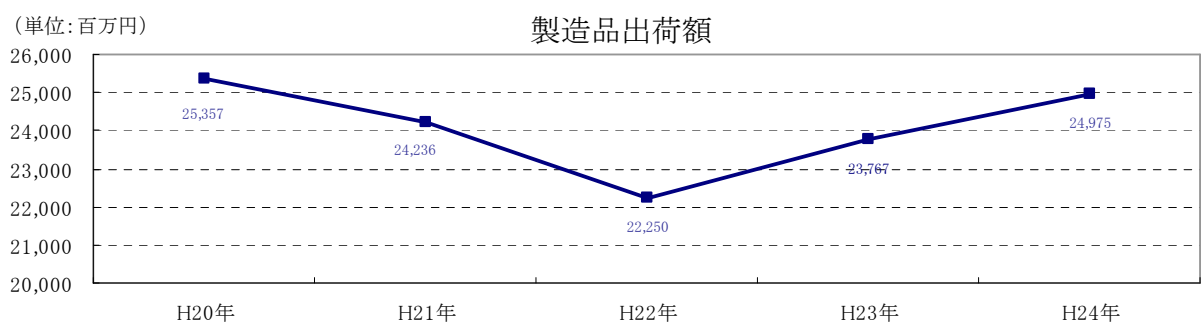
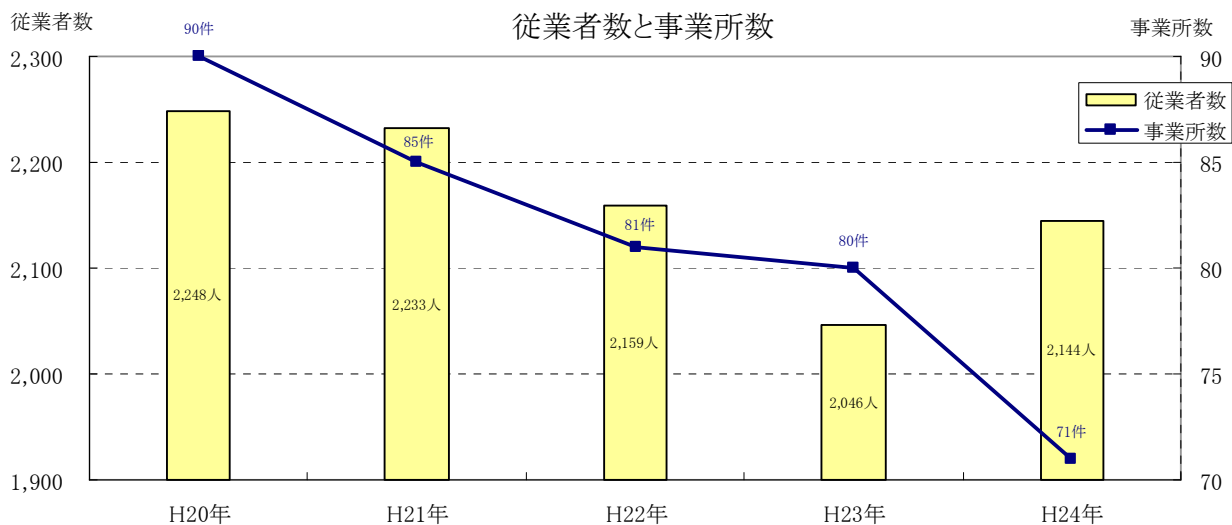


※産業別計数は税等の調整前の計数のため合計は、総生産(太字)とは一致しない。

(出典：長崎県の市町民経済計算)

② 製造業

市内製造業は、事業所数の減少が続いているものの、従業員数、製造品出荷額は近年増加に転じており、事業所の大規模化が見られる。



(出典：工業統計調査)

(3) 本市への企業立地の現況

平成17年10月に雲仙市が発足してから、5件の企業が市の奨励制度を活用して操業中で、雇用された従業員203人のうち市内在住者は94人となっている。

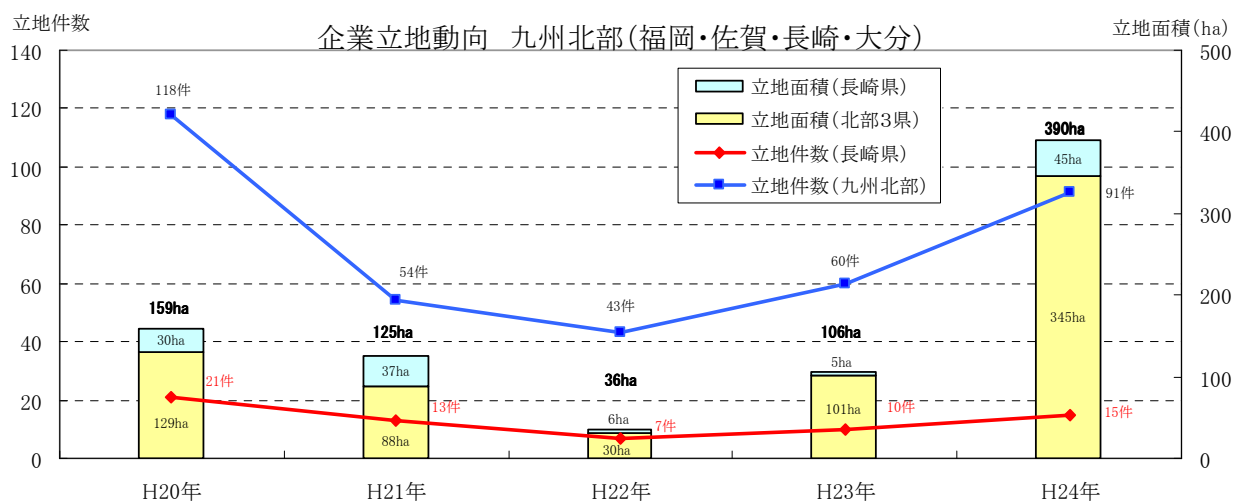
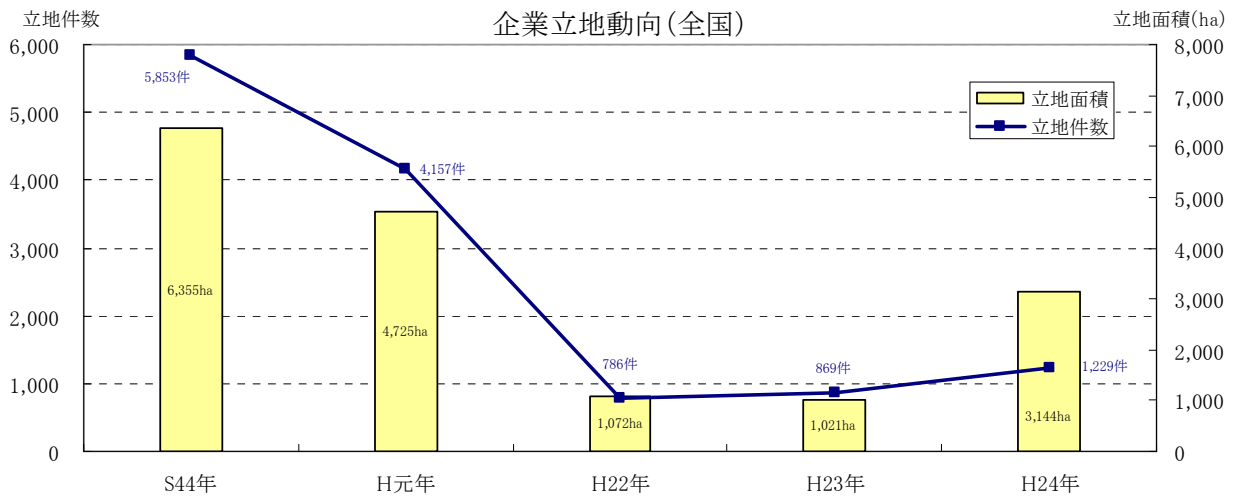
	件数	従業員数	うち市内在住者	投資額
平成24年度末現在	5件	203人	94人	約21億円

業種：食料品製造業 2件、機械製造業 1件、金属製品製造業 1件、宿泊業 1件

(4) 国内企業の立地動向

国内企業の立地動向の推移は、昭和44年(いざなぎ景気)をピークに平成元年(バブル景気)以降、長引く景気低迷や円高の影響等により、低迷を続けてきたが、平成24年には回復の傾向が現れている。

また、九州北部への立地は、東日本大震災後のリスク分散化の動きも影響し、平成23年からは急速に増加に転じている。



(出典：工場立地動向調査)

(5) 国の動向

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、10年間の平均で名目GDP成長率3%程度の成長と10年後に1人当たり名目国民総所得の150万円以上の拡大が掲げられ、民間企業に対しては、生産設備や事業の新陳代謝を促し、国際競争を勝ち抜くための体質の変革が求められている。

その実現に向けた、日本の強みとして成長が期待される戦略分野として『国民の「健康寿命」の延伸』、『クリーン・経済的なエネルギー需給の実現』、『安全・便利で経済的な次世代インフラの構築』、『世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現』の4つのテーマが掲げられ、2010年代は集中改革期間とされている。

(6) 長崎県の動向

平成23年3月に長崎県が策定した「長崎県産業振興ビジョン」において、製造業・商業を中心に、平成23年度から平成27年度までの5年間に取り組むべき方向性や具体策が示されており、その基本方針に「本県の強みを活かした地場企業の育成」、「本県の特徴を活かした企業誘致の促進」、「時代をリードする新産業の創出・育成」などが掲げられ、雇用の場の創出、所得の向上につながる力強い地域経済の実現を目指して、次の数値目標が掲げられている。

- ① 中小製造業1事業所あたりの付加価値額 5.4億円→6.5億円(H20年→27年)
- ② 企業誘致による立地企業件数 25件(H23年度～27年度)
- ③ 誘致企業による雇用創出者数 2,100人(H23年度～27年度)など

II 企業立地推進方針

本市を取り巻く状況と国や県の動向を踏まえ、地場産業の育成と企業誘致の推進による産業の振興と雇用の創出を推進し、その効果が大きい製造業を中心とした、地域資源を活かした産業の立地を推進する。

1 方針の位置づけ

方針を推進するため、国・県・市の基本的な考え方にに基づき策定する。

(1) 国：「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」（H19.6 施行）

- ・ 法律の趣旨
地域の特性・強みを活かした企業立地促進等を通じ、地域産業の活性化を目指す。
- ・ 基本計画（地域の「企業立地マニフェスト」）
市町村及び都道府県は、共同して、基本方針に基づき、産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画を作成し、国の同意を得る。（成果目標：集積区域における集積業種の付加価値額が概ね5%以上増加）
事業者は、基本計画に適合する「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を作成し、県の承認を受けると、次の支援措置を活用することができる。
- ・ 支援措置
 - ①課税の特例（設備投資促進税制[特別償却の適用]）
 - ②低利融資制度（日本政策金融公庫）
 - ③地方交付税措置（固定資産税等の減免への減収補てん）
 - ④規制緩和措置（工場立地法の特例[緑地面積率の引下げ]）
 - ⑤予算措置（人材育成、共同施設整備等への助成）

(2) 県：「長崎県基本計画」（H25 年度～29 年度）

- ・ 計画の概要
造船関連産業で培われた高度加工組立技術の蓄積、豊富な農林水産資源、大学・高専・工業高校などの優秀な人材、環境・新エネルギーや医療・福祉分野の先進的な取組、アジアとの歴史的・地理的近接性などの強みを活かしながら、関係市町と県が一体となって、企業立地に向けた取り組みを強力に推進し、造船・自動車等の輸送用機械関連産業等の集積を図る。
- ・ 集積区域：県内 10 市 7 町（離島地域を除く）
- ・ 集積業種：
 - ①造船・自動車等の輸送用機械関連産業
 - ②半導体、電気・電子関連産業
 - ③産業用機械、エネルギー・環境関連産業
 - ④情報通信関連産業
 - ⑤食品関連産業
 - ⑥物流関連産業
 - ⑦医工連携関連産業
- ・ 成果目標：
 - ①付加価値額 計画期間終了後 5,851 億円（375 億円、6.8%増）
 - ②企業立地件数 45 件（期間中）
 - ③製造品出荷額の増加額 785 億円（ 〃 ）
 - ④新規雇用創出数 2,750 人（ 〃 ）

(3) 市：「雲仙市総合計画 後期基本計画」(H24年度～28年度)

基本方針4「力強い産業と仕事づくり」

政策5「地場産業振興と企業誘致による雇用の創出」

主要施策1「地場産業の育成による雇用創出」

主要施策2「企業誘致の強化」

主要施策3「雇用環境の整備」

- 数値目標
- ・雲仙市における企業誘致及び増設件数(延べ)
H22年度 4件 ⇒ H28年度 10件(1件/年)
 - ・企業誘致等に伴う新規雇用創出数(延べ)
H22年度 147人 ⇒ H28年度 267人(20人/年)

2 方針の具体策

(1) 地場産業の育成

本市の強みを活かした取り組みや、今後成長が期待される分野への取り組みなどを促進するため、次に重点を置いて地場産業の育成を図る。

① 豊富な農林水産資源を活かした農商工連携・6次産業化の推進

県内1位の生産額を誇る本市の1次産業による豊富な農林水産資源を活かした、新商品・新サービスの開発などを行う農商工連携、生産・加工・流通・販売までを一手に行う6次産業化を推進し、新鮮で高付加価値の商品の開発により、地場産業の育成を図る。

【支援策】

- ・雲仙市産業サポート事業
農商工連携による新商品開発等への支援

② 創業・経営改革の推進

創業や今後成長が見込まれる分野への取り組みなどを推進し、市場ニーズに対する積極的な展開を期待する。

【支援策】

- ・雲仙市産業サポート事業
創業・経営改革への支援
- ・雲仙市中小企業設備資金利子助成事業
設備投資への支援

③ 経営安定化の推進

地場企業の経営基盤の安定化を図るため、経営資金の調達については、信用保証協会の保証制度を活用し、設備資金や運転資金を長期・低利で貸付けなどを引続き実施していく。

また、経営改善や経営力の向上を図るため、商工団体における経営に関する相談事業などの利用を促進する。

【支援策】

- ・雲仙市中小企業振興資金
設備資金・運転資金の融資

(2) 誘致の推進

① 現状と課題

ア 平成22年度市内総生産は1,042億円(県全体の2.4%)で、うち第1次産業は120億円(同11.0%)、第2次産業は153億円(同1.8%)、第3次産業は772億円(同2.3%)と額では第3次産業が最も多いが、県全体に占める割合では第1次産業が高い割合を占めている。(長崎県の市町民経済計算、※産業別計数は税等の調整前の計数のため合計は、総生産とは一致しない。)

イ 平成22年度市内総生産のうち、1次産業は120億円(同11.0%)で県内1位となっており、その約9割(106億円)を農業が占めている。(長崎県の市町民経済計算)

ウ 本市の製造業が産業全体に占める割合は、平成22年度で7.6%(79億円)と県全体の14.9%と比較して低い割合となっている。(長崎県の市町民経済計算)

エ 本市の製造業における事業所数は、平成24年で71件(県全体の3.7%)、従業員数は2,144人(同3.7%)、製造品出荷額は249億円(同1.4%)と、事業所数などと比較して出荷額の割合が低い。(工業統計調査)

オ 本市の製造業における1事業所当たりの製造品出荷額は、平成23年で2億9千万円(県平均の36.7%)、付加価値額は1億1千万円(同32.7%)、有形固定資産7千4百万円(同30.6%)と事業所の零細性がうかがえる。(経済センサスより算出)

カ 雲仙市総合計画 後期基本計画の策定に向けた市民アンケート調査において、「企業誘致と雇用の創出」については、約4割が「不満・やや不満」と回答し、市民の要求が最も高い分野となっている。

キ 分譲可能な工業団地は、吾妻工業団地の0.7haのみとなっており、企業誘致による産業振興を進めるためには、工業団地の整備が必須となっている。

これらを踏まえ、少子高齢化と人口減少が進む本市にとって、雇用創出や外貨獲得の効果が大きい、製造業を中心とした産業の立地が最も求められる。

また、本市の製造業には、大量生産等に対応できる設備投資力の強化、高付加価値を生み出すための技術開発、今後成長が見込まれる新事業・新産業への参入などが一層期待される。

一方、県内一位の生産額を誇る一次産業においては、収穫や市場価格などに経営が左右されやすいことから、農林水産資源を活かして付加価値を生み出す食品関連産業などの分野への、新鮮で高品質な原材料の供給元となることで、安定的、効率的な経営が見込まれ、市内総生産向上の相乗効果が期待される。

② 重点産業

自立的で継続的な産業の成長を実現するためには、本市の持つ特性・強みを活かした産業振興を図るとともに、今後成長が期待される産業分野を選択し、技術革新や新事業・新産業への参入を支援する体制を整え、市外から人材、技術、情報、資本の流入を促進するための企業誘致が必要である。

このようなことから、次に重点を置いて、誘致する産業を設定する。

- ・本市の地域資源を活かした産業分野
- ・今後成長が期待される産業分野
- ・企業立地促進法、長崎県基本計画及び雲仙市総合計画に沿った産業分野

【産業名】

- ア 豊富な農林水産資源を活かした「**食品関連産業**」
- ・原材料（青果・鮮魚など）の供給地域にとどまらず、付加価値の高い農林水産加工品の開発
 - ・低・未利用農林水産資源の有効活用を図る商品の開発
 - ・少子高齢化、食の安全・安心などの新たな市場ニーズに応える商品の開発
 - ・海外の需要に応える安全で高品質な商品の輸出
- イ 地域資源の有効利用と成長が期待される「**産業用機械、エネルギー・環境関連産業**」
- ・未利用温泉水を活用したバイナリー発電、温泉熱を利用したバイオディーゼル燃料製造などの実験事業の産業化
 - ・その他自然条件を活かした再生可能エネルギー分野
- ウ 島原半島内における地理的優位性を活かした「**物流関連産業**」
- ・島原半島の陸の玄関口（国道57号、251号、地域高規格道路「島原道路」、諫早湾干拓堤防道路）
 - ・本県と熊本県を45分で結ぶ海の玄関口（有明フェリー 多比良港）
 - ・九州新幹線「西九州ルート」の開業（平成34年予定）

【日本標準産業分類上の業種名】

- ア **食品関連産業**
- 09 食料品製造業
 - 10 飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）
- イ **産業用機械、エネルギー・環境関連産業**
- 18 プラスチック製品製造業
 - 19 ゴム製品製造業
 - 21 窯業・土石製品製造業
 - 22 鉄鋼業
 - 23 非鉄金属製造業
 - 24 金属製品製造業
 - 25 はん用機械器具製造業
 - 26 生産用機械器具製造業
 - 27 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く）
 - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 29 電気機械器具製造業
 - 30 情報通信機械器具製造業
 - 31 輸送用機械器具製造業（鉄道関連は除く）
 - 33 電気業
 - 72 専門サービス業
 - 74 技術サービス業
- ウ **物流関連産業**
- 44 道路貨物運送業
 - 47 倉庫業

- 48 運輸に附帯するサービス業
- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維・衣服等卸売業
- 52 飲食料品卸売業
- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 55 その他の卸売業

③ 工業団地の整備

九州北部における企業の立地動向は近年急速に増加している。企業立地の受け皿となる工業団地については、企業のニーズがあるときに立地可能な用地を提示することが重要であり、製造業においては、塩害や地震による津波の被害から回避するため、内陸地のニーズが高い傾向となっている。（H23年工場立地動向調査：全国869件のうち内陸776件[89.3%]、臨海93件[10.7%]）

一方、本市における分譲可能な工業団地は、吾妻工業団地の0.7haのみである。その他の候補地は、用地取得や造成工事等が必要なため、分譲までに時間と費用を要することから、太平洋側と比較して地震の被害が少ない本市においては、沿岸部の埋立地の活用や遊休地、遊休施設の有効活用を推進する。

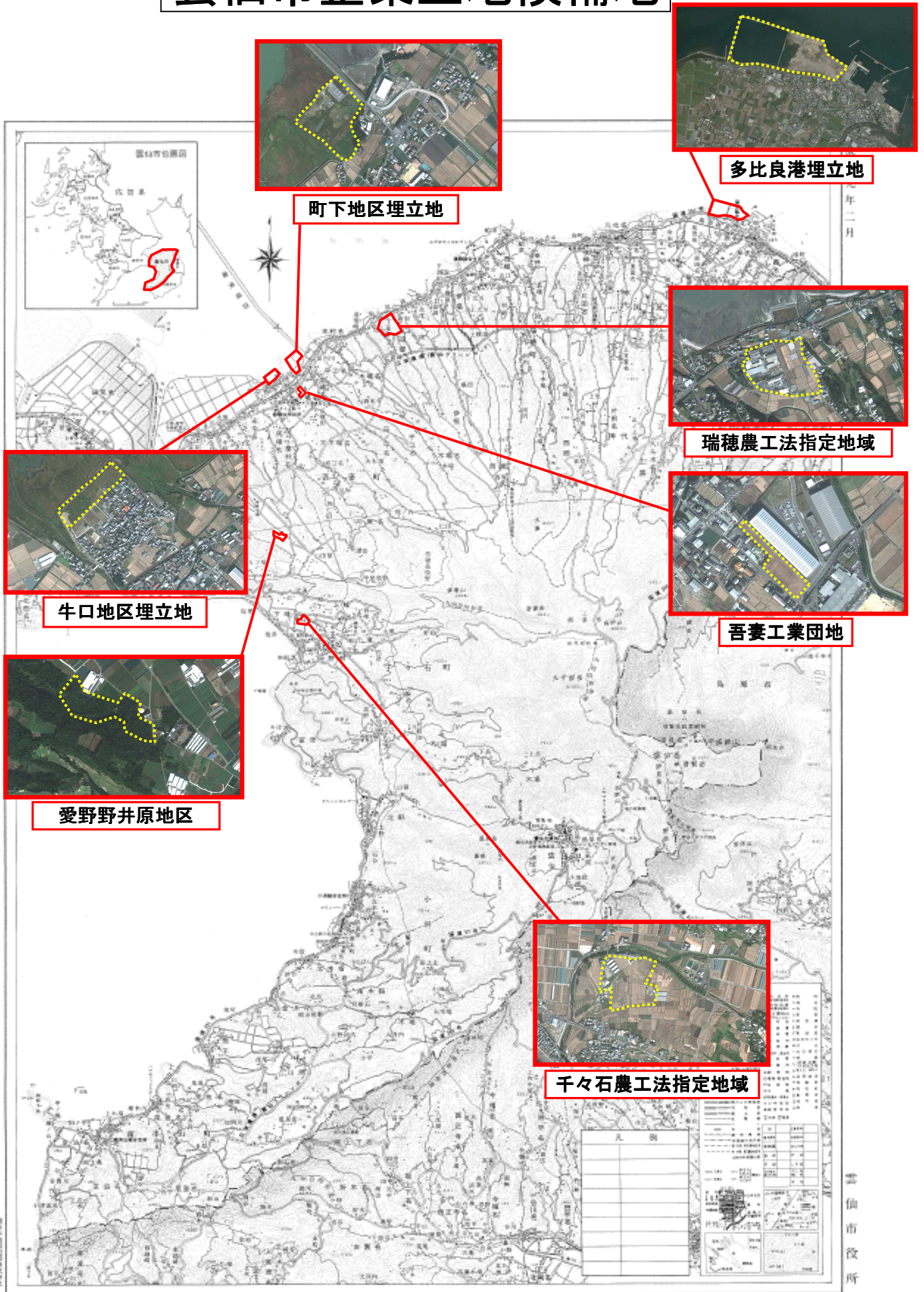
ア 既存候補地の概要

名称	吾妻工業団地	瑞穂農工法指定地域	愛野野井原地区	千々石農工法指定地域
所在地	吾妻町田之平名	瑞穂町古部乙	愛野町甲	千々石町甲
面積	67,487 m ²	61,228 m ²	36,783 m ²	44,558 m ²
利用済み	60,523 m ²	31,314 m ²	0 m ²	0 m ²
利用可能	6,964 m ²	29,914 m ²	36,783 m ²	44,558 m ²
利用可能地の分譲価格	11,000 円/m ²	未造成	未造成	未造成
交通アクセス	国道251号近接	国道251号隣接	雲仙グリーンロード [※] 近接	国道57号近接
課題・問題点	不整形 付近に住宅地	用地取得 付近に保育園 取水量未調査	傾斜地多い 進入道路が狭い 取水量未調査	用地取得 一部農振地域あり 取水量未調査
立地企業	三貴工業(株)	(株)エースフーズ [※] (株)カンチュウほか	なし	なし
備考	県公社4,798 m ² 雲仙市2,166 m ²		市有地(山林) 吾妻町との町境	

イ 埋立地の活用検討

名称	多比良港埋立地	町下地区埋立地	牛口地区埋立地
所在地	国見町土黒甲	吾妻町平江名	吾妻町牛口名
面積	290,000 m ²	34,300 m ²	27,800 m ²
埋立済み	140,000 m ²	34,300 m ²	27,800 m ²
交通アクセス	国道251号隣接 有明フェリー隣	国道251号近接 干拓堤防道路隣接	国道251号近接
課題・問題点	県有地 港湾整備は困難 (水深が浅い)	埋立申請時の使用 用途指定あり ・多目的広場 ・直売所	埋立申請時の使用 用途指定あり ・多目的広場 ・レクリエーション施設
備考	26年度国体 馬術競技会場		

雲仙市企業立地候補地



© 2018 国土院

この地図は、国土院の地図データをもとに、同院の許可を得て、地図制作会社により制作されたものである。
 (※ 地図データは、国土院の地図データを使用しています。)

(3) 取り組み

① 企業立地

ア 誘致活動の強化

積極的な誘致活動を図るため、重点産業を主とした、定期的な担当者の企業訪問に加え、機会を捉えて市長のトップセールスを行い、企業へのアピールを高める。

また、企業誘致に関する情報について、市議会を始め、全庁的に収集する体制を整備するなど、効果的な誘致活動に努める。

イ 関係機関との連携

長崎県、長崎県産業振興財団などの関係機関との連携を図り、支援制度の活用、情報収集に努める。

ウ 遊休地及び遊休施設の調査

遊休地及び遊休施設の調査を行い、立地企業のニーズに対応できる物件の把握に努める。

エ 奨励制度適用企業へのフォローアップ

奨励制度適用企業の設備更新、事業拡大、雇用などの動向を把握するとともに、要望事項に対する適切な対応により、企業の育成・流出防止に努める。

オ 研究機関の利用促進

市内企業の育成・高度化を推進するため、長崎県工業技術センター、長崎県農林技術開発センターなど研究機関の活用を促進する。

カ 人材の確保

市内の高等学校を始め、県内の教育機関との情報交換などの連携を図り、市内の産業を支える人材の確保に努める。

キ 住居の確保

市内における雇用の場、人材の確保と平行して、労働者の生活の場となる住居の確保について検討を進め、定住人口の増加に努める。

ク 庁内の連携

企業立地に際して必要な各種法令手続きなどについて、商工労政課を窓口として、所管課と連携し、ワンストップサービスに努める。

② 関連する取り組み

ア 通勤圏内における雇用確保対策

市内への企業立地による雇用の場の創出に加えて、市内から通勤圏内（長崎市、諫早市、大村市、島原市、南島原市、熊本県長洲町など）における雇用確保のため、同圏内で操業している企業への求人依頼やこれに係る促進策の検討などを行ない、新規学卒者を始めとした雇用の場の確保に努める。

イ 障害者の職業能力開発と雇用の促進

市内に所在する第3セクター職業訓練法人長崎能力開発センターと連携を図り、障害者の職業能力の開発を促進するとともに、市内事業所に対して、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率の遵守を推進する。

(4) 企業立地に対する優遇制度

工場等の新設や増設に伴い、一定規模以上の投資を行い、かつ雇用の増大に寄与した事業者に対し、奨励金の交付や固定資産税の課税免除等を行い、企業立地の推進を図る。

① 奨励金

奨励金の種類	対象業種	要件	奨励金の計算	限度額・支給方法
工場等施設整備奨励金	製造業、旅館業 道路貨物運送業 倉庫業、梱包業 卸売業	投下固定資産総額 1億円以上(土地代除く) かつ 新規常用雇用者 10人以上(市内が20%又は10人以上)	投下固定資産総額 × 支給率 ※支給率 ～ 20人 5% 21～ 50人 6% 51～100人 7% 101～150人 8% 201人以上 10%	2億円 ・ 操業1年後 1年目 50% 2年目 25% 3年目 25%
	自然科学研究所 情報処理サービス業 ソフトウェア業 製造業のうち 食品関連産業	投下固定資産総額 5,000万円以上(土地代除く) かつ 新規常用雇用者 5人以上(市内が20%又は10人以上)		
雇用奨励金	製造業 自然科学研究所 情報処理サービス業 ソフトウェア業	投下固定資産総額 1億円以上(土地代除く) かつ 新規常用雇用者 10人以上(市内が20%又は10人以上)	市内在住の新規雇用者 1人あたり30万円 (正職員以外15万円)	5,000万円 ・ 採用1年後 後に1回
	旅館業 道路貨物運送業 倉庫業、梱包業 卸売業	新規常用雇用者 20人以上(市内が20%又は10人以上)	市内在住の新規雇用者 1人あたり20万円 (正職員以外15万円)	
地場産品加工奨励金	製造業のうち 食品関連産業	下記①～③を全て満たす者 ①市内流通業者及び市内生産者から購入した原材料費が 年間100万円以上 ②投下固定資産総額 5,000万円以上(土地代除く) ③新規常用雇用者 5人以上(市内が20%又は10人以上)	原材料費の20%	2,000万円 ・ 限度額に 達するまで 最長5年間
物流費奨励金	製造業	投下固定資産総額 1億円以上(土地代除く) かつ 新規常用雇用者 10人以上	社内輸送の場合 有料道路通行料及び島 原半島発着の航送運賃 が年間100万円以上	社内輸送の場合 通行料及び 航送運賃の50% 社外輸送の場合 運送業者に支払った 輸送費の10%
	製造業のうち 食品関連産業	投下固定資産総額 5,000万円以上(土地代 除く) かつ 新規雇用者 5人以上	社外輸送の場合 市内に本社及び営業所 がある道路貨物運送業者 に支払った輸送費が年間 500万円以上	
工場等立地奨励金	製造業	投下固定資産総額 2,700万円以上 かつ 新設の場合 新規常用雇用者 10人以上 増設の場合 新規常用雇用者 5人以上	不均一課税で課せられ た固定資産税相当額	上限なし ・ 3年間

② 固定資産税の課税免除・不均一課税

法律名	対象業種	要件	補助金額等	適用期間
半島振興法	製造業	投下固定資産総額 2,700万円以上 かつ 新設の場合 新規常用雇用者数 10人以上 増設の場合 新規常用雇用者数 5人以上	固定資産税の 不均一課税	3年間
過疎地域自立促進特別措置法	製造業 情報通信技術利用業 旅館業 (千々石・小浜・南串山 地区のみ)	投下固定資産総額 2,700万円以上 かつ 新設の場合 新規常用雇用者数 10人以上 増設の場合 新規常用雇用者数 5人以上	固定資産税の 課税免除	
企業立地促進法	製造業、卸売業 運輸業、情報通信業 情報通信技術利用業 自然科学研究所	県の承認を受けた「企業立地計画」に基づく施設 かつ 土地・建物の取得金額 2億円以上 (農林水産関連業種については、5,000万円以上)	固定資産税の 課税免除 (償却資産は除く)	

3 実施期間と目標

(1) 実施期間 平成25年度から平成29年度

(2) 目 標

- ①企業立地件数 5件（奨励措置の適用件数）【期間中】
- ②新規雇用者数 100人（5件×20人）【 ” 】
- ③製造品出荷額増加額 30億円（5件×6億円）【期間終了後】